

指定管理者公募選定に関する想定質問

共通資料 1

＜鹿沼市：鹿沼市民情報センター及び鹿沼市文化活動交流館＞

No.	想 定 質 問	回 答
01	<p>休館日等が異なる「情報センターと文化活動交流館」の2施設を同一指定管理者が管理するとあるが。</p>	<p>情報センターと文化活動交流館は隣接しており、更には効率的な管理運営を目指しているため。(これまでも設備保守管理等については併せて行っている。)</p>
02	<p>市民情報センターにおける受付及び設備管理で、それぞれ1名以上常勤とあるが、業務従事時間帯の中で交代制をとって差支えないか。昼休の交代要員は必要になるか。受付の交代要員は設備管理の者があたることに問題はあるか。</p> <p>また、現在の配置人員はどのような体制になっているか。</p> <p>同じく交流館における配置人員及び体制はどのようにになっているか。</p>	<p>指定管理者の指揮のもとに、1名以上常駐していれば交代制は可能である。受付は常に対応できる体制が必要である。業務に支障がない範囲で一時的に設備管理員が受付に携わることは差し支えない。</p> <p>なお、労働条件等は労働基準法に注意されたい。</p> <p>現在の市民情報センターの配置人員は、受付業務1名、設備管理1名を常時配置している。体制は受付業務従事者4名、設備管理業務従事者2名で交代勤務となっている。交流館は、受付業務常時1名配置、交代勤務でシルバー人材センターと契約している。</p>
03	<p>管理責任者を置くとあるが、常駐か否か。また、施設管理と兼務してもよいか。</p>	<p>日々の業務が、支障なく遂行されれば常駐にこだわらず、指定管理者の判断であり、事業計画書の提案事項となる。</p> <p>なお、兼務についても同様である。</p>
04	<p>鹿沼市公共施設予約システムで取扱う公共施設の範囲はどの程度あるのか。</p>	<p>情報センター及び文化活動交流館をはじめ体育施設、コミュニティセンター等39施設の予約状況確認が可能となっているが、施設によっては制限されているところがある。</p>
05	<p>施設使用料の収納は、情報センター・文化活動交流館を区分けして納入するのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
06	<p>徴収した使用料の納入は、原則として当該徴収の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むとあるが、1週間程度をまとめて納入してもよいか。</p>	<p>現金の保管に充分配慮され、盗難等の防止に努められること。万が一盗難にあったときは指定管理者の責任の基に賠償することとなる。</p>

指定管理者公募選定に関する想定質問

共通資料 1

07	毎月初日に行われる施設利用の調整は、どのような状況か。	施設の利用申し込みは、施設を利用する日の属する月の前3ヶ月から予約できる。よって、3ヶ月後の利用希望者が毎月初日の9時に集合受付、重複した場合は、話し合い或いは抽選による調整を行っている。
08	大規模な施設改修工事等の必要性が生じた場合は、どのように対応するのか。	施設の設置者として市が改修工事を行う場合は、そのつど指定管理者に対して必要な指示を行う。なお、改修工事により業務内容や経費に変更等が生じる場合は、改めて指定管理者と協議する。
09	指定管理者として管理を開始する時点で、既に老朽化していたり、補修が必要な箇所がある場合は、市が対応するのか。	現況のまま管理を開始してもらう。通常の管理を行う上で支障のあるものは指定管理者が補修修繕を行う。その経費も事業計画書に見積もっておくこと。
10	占用許可など有料の講習会の開催や自動販売機の設置など、指定管理者の権限でどの程度まで可能か。	利用者から金銭を徴収する行為や占用を伴う行為は、すべて市の許可が必要である。指定管理者がこれらの行為を許可することは出来ない。 指定管理者が自主的に行う場合でも、市の許可が必要である。
11	利用者等からの苦情・要望により経費が発生する場合はどうしたらよいか。	苦情等を受け付け適切に対応することは指定管理者の責任であり、通常の維持管理程度の費用については指定管理者の負担となる。
12	管理運営業務の施設管理で、1件あたりの30万円未満の修繕について、見込みより多かった場合その差額の費用は指定管理者が負担するのか。また、見込みより少なかった場合は返納となるのか。	修繕費用の増減による指定管理料の追加や返納は発生しない。募集要綱「5(2)経費の支払」参照(委託料の精算は行わない。)
13	年次的に修繕計画を立てて積立金を予算に計上することはできるのか。	市の予算は、単年度予算で将来への積み立ては出来ない。ただし、指定管理者の判断で収益の範囲で施設管理運営に還元されることは問わない。

指定管理者公募選定に関する想定質問

共通資料 1

14	<p>放置自転車等の撤去処理は、指定管理者が行うのか。また、その費用を予算の中に積算する必要があるか。年間の放置自転車件数はどのくらいあるか。</p>	<p>指定管理者には、注意警告等を促すことはできるが、強制的な撤去の権限ではない。しかしながら、長く放置することは管理に支障となることから、保管や処理については市と協議する。指定管理者が処理する場合は民間の産業廃棄物処理業者に委託する。費用は見積りを取る事となる。経費を計上するかどうかは、指定管理者の判断とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">年間の放置自転車件数は5台前後である。</p>
15	<p>保険に要する費用で施設の管理における施設賠償責任保険については、指定管理者の負担により必ず加入してくださいとありますが、保険料及び、どの程度の保障内容が必要なのか教えてほしい。</p>	<p>申請者の裁量の部分である。</p> <p>なお鹿沼市は、施設ごとではなく市全体で加入しているので、保険料の算出はできないが、保険における保障内容は、身体賠償1名につき2億円1事故につき20億円、財物賠償1事故につき2,000万円、免責金額なしに加入している。(※市の限度額ではない。)</p>
16	<p>施設別に決算額の内訳全額を業務内容ごとに教えてほしい。</p>	<p>事業報告書(別紙5)は本業務の参考となるように提供したものであり、内訳全額を業務内容ごとに公表はしない。詳細な業務内容については申請者の裁量の範囲であり、仕様書等から推察し応募されたし。</p>
17	<p>指定管理者が業務を委託する場合に、その契約書類や手続きは鹿沼市の契約制度に準拠するのか。</p>	<p>指定管理者が定める契約書類や手続きでよい。</p>
18	<p>毎年度の年度事業計画書の提出とあるが、指定申請時の計画書とは異なるのか。</p>	<p>指定期間に関わる計画書とは別に、年度ごとに事業計画書を提出し市の許可を得ることになる。</p>
19	<p>(交流館) 受付業務については、利用予約業務を情報センターで行うことになっており、事務量的に余り多くはないと思うがどうか。</p>	<p>仕様書にある「受付および貸館業務」を遂行していただくために、1名以上の配置を基準としている。</p> <p>これまでは、1日2交代の勤務でシルバー人材センターに委託。</p>

指定管理者公募選定に関する想定質問

共通資料 1

20	<p>(交流館) 予約状況の把握はどのように。</p>	<p>情報センター受付と交流館受付の間で、定期的に連絡をとるなど、その方法は指定管理者の判断に委ねるので、円滑な貸館業務を遂行されたい。</p>
21	<p>閉館時間が同じで、情報センターと交流館の受付業務の業務従事時間帯が異なる理由は何か。</p>	<p>施錠する役割の違いである。 交流館においては、受付業務に携わる者が施設状況の確認と閉館後の施錠を行い、情報センターにおいては、設備管理業務に携わる者が施錠するためである。</p>
22	<p>交流館に喫茶コーナーがあるが、営業日と営業時間はどうなっているのか。 喫茶コーナーの光熱水費等の経費は誰が負担するのか。</p>	<p>喫茶コーナーは令和 5 年 6 月時点では使用されていないが、今後、長期間または臨時で特定の団体等に使用させる可能性がある。営業日と営業時間は、使用者と協議のうえ定める。 光熱水費は交流館の指定管理料に含まれているので、指定管理者が負担する。</p>
23	<p>エレベーター及び自動扉の機種は。</p>	<p>市民情報センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター シンドラー HP-15C0-45 ・自動扉 寺岡ファシリティーズ SOV-200KT SOV-150KLTM <p>交流館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動扉 ナブコ エンジン型式 DS-75 エンジン型式 DS-60
24	<p>これまでに委託されていた事業者は。</p>	<p>管理委託制度（指定管理者制度適用前・平成 15 年度～17 年度）のときは、(財)鹿沼市体育文化振興公社に委託。 指定管理者制度適用後（平成 18 年度以降）は、宮ビルサービス株式会社に委託している。</p>